

# 近江鉄道線の上下分離に関する検討状況について

公共交通・国スポ・障スポ大会対策  
特別委員会資料1  
令和5年10月11日  
土木交通部県東部地域公共交通支援室

## (1) 2022年度 輸送実績と決算状況 (2022年4月1日～2023年3月31日)

### ア 輸送実績

種別	2022年度実績	2021年度増減比	2019年度増減比
通勤定期	1,429,550人	+2%	△4%
通学定期	1,562,224人	+5%	△6%
定期計	2,991,774人	+4%	△5%
定期外	1,334,130人	+18%	△16%
合計	4,325,904人	+8%	△9%

### イ 決算状況

科目	2022年度実績	2021年度実績	増減	
営業収益	8,319百万円	7,021百万円	+1,298百万円	+18%
うち鉄道事業	<b>943百万円</b>	<b>868百万円</b>	<b>+75百万円</b>	<b>+9%</b>
営業損益	287百万円	△302百万円	+589百万円	
うち鉄道事業	<b>△215百万円</b>	<b>△422百万円</b>	<b>+207百万円</b>	
経常利益	776百万円	273百万円	+503百万円	
当期純損益	397百万円	△9百万円	+406百万円	

※ 2020年度に実施した上下分離への移行合意に伴う鉄道事業資産の減損損失に伴い、それ以降取得した資産についても特別損失（減損損失および圧縮損）を行っており、基本減価償却費は発生していない。

# 近江鉄道線の上下分離に関する検討状況について

## (2) 今年度の主な動きとスケジュール

令和5年4月	一般社団法人近江鉄道線管理機構 業務開始
令和5年6月	一般社団法人近江鉄道線管理機構に安全統括管理者（予定者）就任 （JR西日本より出向）
令和5年10月	近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（法定協議会）
令和5年12月頃	「鉄道事業再構築実施計画」の国への提出
令和6年3月頃	国土交通大臣による計画の認定

## (3) 鉄道事業再構築実施計画の概要

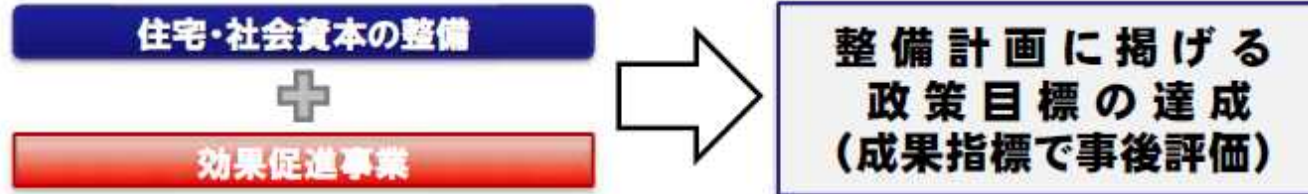
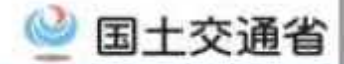
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第23条に基づき、上下分離に移行するうえで必要となる旅客鉄道事業の経営改善に関する事項や地方公共団体等の支援の内容など、法令で規定する事項を定める計画
- 地方公共団体および鉄道事業者が策定主体となり、国土交通大臣へ計画の認定を申請

## (4) 鉄道事業再構築実施計画に定めるべき事項

1. 鉄道事業再構築事業を実施する路線および区間
2. 地方公共団体その他の者による支援の内容
3. 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容
4. 鉄道事業再構築事業の実施予定期間
5. 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
6. 利用者の利便の確保に関する事項
7. 鉄道事業再構築事業の効果

# 【参考】 国による新たな財政支援策の概要（社会資本整備総合交付金）①

## 社会資本整備総合交付金の対象事業



住宅・社会資本の整備	効果促進事業
基幹事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路</li> <li>○ 下水道</li> <li>○ 住宅</li> <li>○ 地域公共交通再構築 <span style="color: red;">等</span></li> <li>○ 港湾</li> <li>○ 海岸</li> <li>○ 住環境整備</li> <li>○ 河川</li> <li>○ 都市公園</li> <li>○ 砂防</li> <li>○ 市街地 <small>(※都市・地域交通戦略推進事業を含む)</small></li> </ul> <p><b>(社会資本整備総合交付金の例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業・観光振興等による活力ある地域の形成</li> <li>・ 民間投資を誘発する取組</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>例) 都市公園の整備</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>例) 港湾施設の整備</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>例) PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入</p>  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の目標実現のため、基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務</li> <li>○ 全体事業費の2割目途</li> </ul> <p><b>(社会資本整備総合交付金の例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アーケードモールの設置・撤去</li> <li>・ 観光案内情報板の整備</li> <li>・ 社会実験(レンタサイクル、道路の歩行者優先化等)</li> <li>・ 計画検討・策定(景観計画、住生活基本計画等)</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>例) 観光案内情報板の整備</p> </div>

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

# 【参考】 国による新たな財政支援策の概要（社会資本整備総合交付金）②

## 地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金

利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

### 地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画**その他の**まちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【**交付金事業者**】 地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【**補助率**】 1/2

【**交付対象事業**】 **地域公共交通特定事業**※の実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備

・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

### 【補助要件】

#### (1) 地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定

- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大目認定を受けていること  
※鉄道については、赤字路線であって再構築協議会（仮称）等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線が対象

#### (2) 地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携

- 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「**鉄道の活用**」「**バスネットワークの活用**」が位置付けられ、そのための**実効性ある取組が具体的に記載されていること**

#### (3) 事業の効果（実効性）を確認するための目標設定

- ①**利用者数** ②**事業収支** ③**国/地方公共団体の支出額** の目標を設定すること

#### (4) 実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用

- 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



※JRに関し、「新会社」がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない

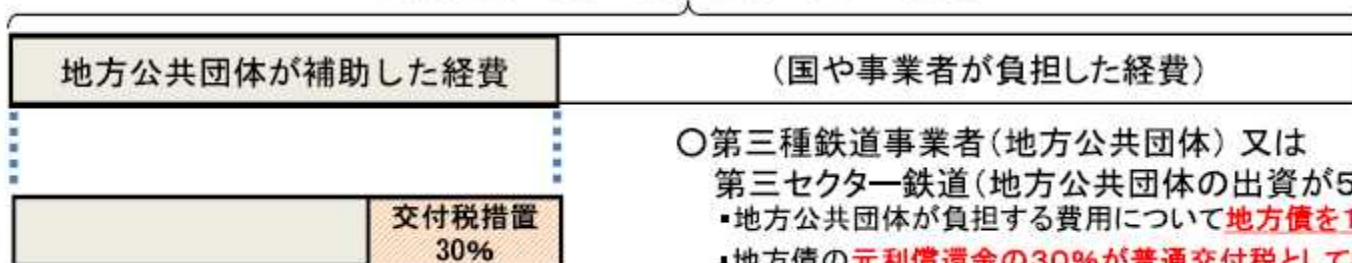
# 【参考】 国による新たな財政支援策の概要（社会資本整備総合交付金）③

## ローカル鉄道支援に対する地方財政措置

### 地域鉄道事業者の安全対策

○概要：地方公共団体が行う、地域鉄道事業者による施設整備への補助について、地方財政措置を講じる。

○措置率：地域鉄道事業者が施設整備に要した経費



- 第三種鉄道事業者(地方公共団体)又は第三セクター鉄道(地方公共団体の出資が50%以上)の場合
  - ・地方公共団体が負担する費用について**地方債を100%充当可能**
  - ・地方債の**元利償還金の30%が普通交付税として措置**される。
- 中小鉄道又は第三セクター鉄道(上記以外)の場合
  - ・補助を行った場合、**補助額の30%が特別交付税として措置**される。

### ローカル鉄道に係る公共交通の再構築支援

○概要：社会資本整備総合交付金の「地域公共交通再構築事業」等を受けて地方公共団体等が行う鉄道施設の整備事業に係る地方負担について、地方財政措置を講じる。

○措置率：社会資本総合整備計画における「地域公共交通再構築事業」等の  
鉄道施設に係る事業費



- ・地方公共団体が負担する費用について**地方債を100%充当可能**
- ・地方債の**元利償還金の45%が普通交付税として措置**される